

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂けやき東・中・西地区建築協定

2 申請者の氏名

小谷 理明

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町1丁目1番1から1番4まで、2番1から2番5まで、3番1から3番7まで、4番1から4番6まで、5番1から5番3まで、5番5から5番13まで、6番1から6番13まで、7番1から7番13まで、8番1から8番14まで、9番1から9番15まで、10番1から10番3まで、12番1から12番8まで、13番1から13番11まで、14番1から14番5まで、14番7から14番9まで、15番1から15番4まで、16番1、16番3から16番6まで、17番1から17番4まで、17番7から17番13まで、18番、18番8、18番11から18番16まで及び18番19から18番24まで並びに同町2丁目1番1、1番2、1番4、1番5、1番7、2番1、2番2、2番4から2番6まで、3番2から3番11まで、4番1、4番2及び100番12

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町1丁目5番4, 14番6, 16番2, 17番5及び17番6
並びに同町2丁目1番3, 2番3及び3番1

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成22年3月26日付け第13-010号

(都市計画局建築指導部建築指導課)